様式第１（第３条関係）

事業計画概要書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　東郷町長　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

　東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第７条の規定に基づき、次のとおり提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　事業計画に含まれる地域の名称 |  |
| ２　事業区域の面積 | 　　　　　㎡ |
| ３　予定建築物等の用途 |  |
| ４　工事施行者住所氏名 |  |
| ５　工事着手予定年月日 |  |
| ６　工事完了予定年月日 |  |
| ７　その他必要な事項 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| ⑴　区画数 | 　　　　区画 |
| ⑵　１区画当たりの敷地面積 | 最高　　　㎡から最低　　　㎡ |
| ⑶　新設道路 | 幅員　　　ｍ、延長　　　ｍ幅員　　　ｍ、延長　　　ｍ　　合計面積　　　㎡ |
| ⑷　交通安全施設 | 防護柵　　　　　　か所　道路照明施設　　　か所視線誘導標　　　　か所　道路反射鏡　　　　か所区画線　　　　　　か所 |
| ⑸　緑化　 | 公園　　　㎡（内訳　　　　㎡、　　　㎡）緑地　　　㎡（内訳　　　　㎡、　　　㎡）合計面積　　　㎡（事業区域に対する割合　　　％） |
| ⑹　下水道計画 | 管径　　　㎜、延長　　　ｍ管径　　　㎜、延長　　　ｍ |
| ⑺　ごみ集積施設 | 　　　㎡　　　　　　　　　　　合計面積　　　㎡ |
| ⑻　消防水利 | 防火水槽　　　　か所　　消火栓　　　　　か所 |
| ⑼　排水施設（⑶付帯施設以外） | 構造延長　　　　ｍ |
| ⑽　防犯灯 | 　　　　か所　　　　　　　　 |

事業計画概要書（付表１：宅地開発）

|  |  |
| --- | --- |
| ⑴　戸数 | 　　　戸 |
| ⑵　工事種別 | 新築　　増築　　改築 |
| ⑶　構造 | 木造　　ＲＣ造　　Ｓ造　 |
| ⑷　階数 | 地上　　　階、地下　　　階 |
| ⑸　建築面積 | 　　　㎡ |
| ⑹　延べ面積 | 　　　㎡ |
| ⑺　最高高さ | 　　　ｍ |
| ⑻　緑化 | 公園　　　㎡（内訳　　　　㎡、　　　㎡）緑地　　　㎡（内訳　　　　㎡、　　　㎡）合計面積　　　㎡（事業区域に対する割合　　　％） |
| ⑼　下水道計画 | 管径　　　㎜、延長　　　ｍ管径　　　㎜、延長　　　ｍ |
| ⑽　ごみ集積施設 | 　　　㎡　　　　　　　　　　　合計面積　　　㎡ |
| ⑾　消防水利 | 防火水槽　　　　か所消火栓　　　　　か所 |
| ⑿　消防活動用空地等 | 空地　幅　　　ｍ、長さ　　　ｍ |
| ⒀　駐車場 | 　　　台間口　　最高　　ｍから　　最低　　ｍ奥行き　最高　　ｍから　　最低　　ｍ |
| ⒁　集会室 | 　　　㎡ |

事業計画概要書（付表２：集合住宅等）

事業計画概要書（付表３：特定用途建築物）

|  |  |
| --- | --- |
| ⑴　工事種別 | 新築　　増築　　改築 |
| ⑵　構造 | 木造　　ＲＣ造　　Ｓ造　 |
| ⑶　階数 | 地上　　　階、地下　　　階 |
| ⑷　建築面積 | 　　　㎡ |
| ⑸　延べ面積 | 　　　㎡ |
| ⑹　最高高さ | 　　　ｍ |
| ⑺　緑化 | 公園　　　㎡（内訳　　　　㎡、　　　㎡）緑地　　　㎡（内訳　　　　㎡、　　　㎡）合計面積　　　㎡（事業区域に対する割合　　　％） |
| ⑻　下水道計画 | 管径　　　㎜、延長　　　ｍ管径　　　㎜、延長　　　ｍ |
| ⑼　ごみ集積施設 | 　　　㎡　　　　　　　　　　　合計面積　　　㎡ |
| ⑽　消防水利 | 防火水槽　　　　か所消火栓　　　　　か所 |
| ⑾　消防活動用空地等 | 空地　幅　　　ｍ、長さ　　　ｍ |
| ⑿　駐車場 | 　　台間口　　最高　　ｍから　　最低　　ｍ奥行き　最高　　ｍから　　最低　　ｍ |

事業計画概要書（付表４：土地の用途の変更・土地の区画形質の変更）

|  |  |
| --- | --- |
| ⑴　地目 |  |
| ⑵　事業の予定期間 | 　　　　年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日まで |
| ⑶　作業予定時間 | 午前・午後　　　時から午前・午後　　　時まで |
| ⑷　車両台数 | 　　　トン車　　　台・１日当たり |
| ⑸　排水施設 | 構造延長　　　　ｍ |

関係機関調整書（事業計画概要書添付用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 注意事項・申請書類等 | 調整記録 |
| ＜都市計画課＞１　都市計画法第53条の許可都市計画施設の区域内の建築　　許可要・許可不要 | 許可要の場合、次の書類の提出が必要。区域内に建築する場合、木造２階建て等の制限あり□許可申請書（都市計画法第53条）□位置図、平面図、立面図 | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| ２　緑化　⑴　事業区域面積　　　㎡　⑵　緑化面積　　　　　㎡　　　割合　　　　　　　％　⑶　用途　　　戸建住宅・ガソリンスタンド・その他 | ⑴の３％以上の緑化が必要（小規模開発等事業を除く）。ただし、特定土地利用等事業のうち、⑴が0.3ha以上の場合は５％以上の緑化が必要。⑶が戸建住宅・ガソリンスタンド・駐車場の場合は、３％未満でも可の場合あり。注）都市計画法第29条の開発行為、地区計画、建築協定、工場立地法に該当する場合、別基準（上乗せ）の場合あり。 | <該当>あり・なし<確認日・職員名> |
| ３　駐車場　⑴　戸数　　　　　　　戸　⑵　台数　　　　　　　台　⑶　区画　間口　　　　ｍ　　　　　　奥行き　　　ｍ　⑷　用途　　　戸建住宅・社宅等・その他（　　　　　）　⑸　駐車マスの面積の合計　　　　　　　　　㎡ | ⑴、⑵１戸に対し１台必要⑶間口2.5ｍ以上奥行き５ｍ以上⑷用途が戸建住宅の場合は、⑶の適用がない。⑷用途が社宅等の場合は、⑶の適用がない場合あり。⑸一般公共用に供する駐車マスの面積の合計が500㎡以上の場合は、駐車場法（昭和32年法律第106号）の手続が必要な場合あり。 | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| ４　電波障害　⑴　最高の高さ　　　　ｍ　⑵　調査　　　必要・不要 | ⑴10ｍ超のときは、調査が必要 | <該当>あり・なし<確認日・職員名> |
| ５　集会施設　⑴　用途　　　集合住宅・その他（　　　　）　⑵　戸数　　　　　　　戸　⑶　集会室の面積　　　㎡ | ⑴、⑵50戸以上の集合住宅を建築するときは、計画戸数×0.5㎡以上の有効面積の集会室設置が必要 | <該当>あり・なし<確認日・職員名> |
| ６　地区計画　⑴　区域区域内・区域外　⑵　行為　　　建築物の建築・土地の区画形質の変更・その他（　　　　）　　　　　　　　　 | ⑴、⑵区域内で該当する行為をするときは、届出が必要□地区計画の区域内における行為の届出書注）条例の規定より地区計画の制限を優先して適用 | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| ７　建築協定⑴　区域区域内・区域外　⑵　行為　　　建築物の建築・土地の区画形質の変更・その他 | ⑴、⑵区域内で該当する行為をするときは、申請が必要□建築協定承認申請書注）条例の規定より建築協定の制限を優先して適用 | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| ８　宅地造成及び特定盛土等規制法　（東郷町全域が宅地造成工事規制区域） | 申請の要否は、＜愛知県都市計画課盛土対策室＞１宅地造成及び特定盛土等規制法で確認 | <確認日・職員名> |
| ９　東郷町土採取規制条例　⑴　面積　　　　　㎡　⑵　土量　　　　　㎥ | ⑴1,000㎡以上の場合、⑵1,000㎥以上の場合は、許可が必要な場合あり□土採取事業許可申請書 | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| 10　都市再生特別措置法　⑴　居住誘導区域　　　区域内・区域外　⑵　都市機能誘導区域　　　区域内・区域外 | ⑴の区域外で３戸以上の住宅の建築等をするとき、⑵の区域外で眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科整形外科の医療機関、ショッピングモールの建築等をするときは、届出が必要 | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| 11　土地区画整理事業施行⑴　区域区域内・区域外　⑵　行為　　　建築物の建築・土地の形質の変更・その他 | ⑴、⑵区域内で該当する行為をするときは、申請が必要□土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| 12　国土利用計画法　⑴　土地の面積　　　　㎡　⑵　区域区分　　　市街化区域・市街化調整区域 | ⑴、⑵市街化区域2,000㎡以上、市街化調整区域5,000㎡以上の土地の取引は届出が必要□土地売買等届出書 | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| 13　公有地の拡大の推進に関する法律　⑴　土地の面積　　　　㎡　⑵　区域区分　　　市街化区域・市街化調整区域　⑶　都市計画施設（都市計画道路等）含む・含まない | ⑴、⑵、⑶都市計画施設（都市計画道路等）含め合計200㎡以上の土地又は市街化区域5,000㎡以上の土地を有償譲渡するときは、届出が必要□土地有償譲渡届出書 | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| 14　接道 | 特定土地利用等事業の場合、事業区域が接する道路は、建築基準法第42条第１項に規定する道路である必要がある。 | <該当>あり・なし<確認日・職員名> |
| 15　排水の放流先 | 排水の放流先として、地下浸透式は原則認められない。 | <該当>あり・なし<確認日・職員名> |
| ＜都市整備課＞１　排水　⑴　接続箇所数　　　か所　⑵　接続先□道路側溝□水路（排水路）□その他（　　　　　）　⑶　接続先管理者□東郷町□愛知県　　□国　　□その他（　　　　　）　⑷　接続の管径　　　㎜　⑸　最終桝の泥だめ機能　　　あり・なし　⑹　流出雨水量　　□事業施行前と同等以下　　□事業施行前より増加 | ⑴接続箇所は原則１か所（宅地分譲等の場合は各戸原則１か所）⑵、⑶接続先管理者の許可申請等　・申請等の要否　□必要　□不要　・申請等の種類　（接続先管理者が公共の場合）　　□道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書　　□公共用物に関する工事の設計及び実施計画承認申請書　　□その他（　　　　　　　　　）　（接続先管理者が公共でない場合）　　□排水承諾書⑷直径100㎜以下を標準⑸泥だめ機能が必要⑹事業施行前と同等以下の流出雨水量であることが必要。 | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| ２　乗入れ　⑴　乗入れ箇所数　　か所　⑵　乗入れ幅　最大　　ｍ　⑶　乗入れ角度　　　　度　⑷　歩道　　　あり・なし　⑸　接続先　　□町道　□県道　□国道　　□その他（　　　　　） | ⑴原則１か所。ただし、ガソリンスタンド・店舗等の場合は、必要最小限の範囲で２か所以上可⑵車両の種類により異なるが、乗用車等の場合は次のとおり。フラット・セミフラット式　標準３ｍマウントアップ式　標準４ｍ⑶標準90度⑸接続先管理者の許可申請等　・申請等の要否　□必要　□不要　・申請等の種類　　□道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書□公共用物に関する工事の設計及び実施計画承認申請書□その他（　　　　　　　　）・申請の内容□側溝蓋かけ　□歩道切下げ□その他（　　　　　　　） | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| ３　駐車場の形態⑴　台数　合計　　　　台⑵　自動車の種類Ａ型（乗用車・小型貨物）　　　　　　　　　　　　台　　　Ｂ型（普通貨物6.5t積以下）　　　　　　　　台　　　Ｃ型（大型・中型貨物6.5ｔ積を超える）　　　台⑶　駐車時の出入りの形態□事業区域内の通路から出入り□道路から直接出入り□その他（　　　　　）⑷　道路の車道部に直接出入りできる駐車枠（ハーモニカ型駐車）□該当なし□連続３台以下□連続４台以上⑸　歩道あり・なし | ⑶駐車時は、事業区域内に通路を設けるなど、車両を事業区域内で切り返しができるよう計画⑷やむを得ず道路から直接出入りする場合で、連続４台以上になる場合は、車間空地３台ごとに0.5ｍ以上１ｍ以下の間隔を設ける連続台数　　　　台車間空地　　　か所車間空地幅　最低　ｍ～最大　ｍ⑸歩道ありのときは、連続４台以上の駐車枠は設置不可 | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| ４　新設道路⑴　幅員最低　　　　ｍ⑵　勾配縦断・最大　　％横断・最大　　％⑶　隅切り・１辺　　　ｍ⑷　接続道路ア　種別イ　幅員　　　　　　ｍ⑸　町へ帰属予定あり・なし⑹　交通安全施設ア　防護柵あり・なしイ　道路照明施設あり・なしウ　視線誘導標あり・なしエ　道路反射鏡あり・なしオ　区画線あり・なし | ⑴幅員６ｍ以上が原則。次のいずれかに該当すれば、有効幅員４ｍ以上も可□区域面積0.3ha未満□新設道路延長50ｍ未満□住宅目的の街区内の区画道路で、延長予定がない120ｍ未満⑵縦断　最大12％を超えない。横断　標準２％⑶交差角度90度は標準３ｍ以上⑷ア種別には、「県道」「町道」等を表示、幅員は４ｍ以上必要⑸帰属予定ありのときは、行き止まり道路等でなく、標準幅員５ｍ以上帰属する場合の申請等□都市計画法第32条の規定に基づく協議申請書□土地寄附申込書□その他（　　　　　　　　　　）⑹町が警察と協議し必要な施設を決定注）全ての項目について、東郷町道路構造の技術的基準を定める条例、愛知県開発許可基準に適合する必要あり | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| ５　新設排水施設⑴　規格□道路側溝（集水桝含）□水路（排水路）□調整池□その他（　　　　）⑵　蓋かけあり・なし⑶　接続排水路あり・なし⑷　町へ帰属予定あり・なし | ⑷帰属する場合の申請等□都市計画法第32条の規定に基づく協議申請書□土地寄附申込書□道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書□公共用物に関する工事の設計及び実施計画承認申請書□その他（　　　　　　　　　　） | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| ６　特定都市河川浸水被害　対策法⑴　事業区域面積　　　㎡⑵　特定都市河川流域□流域内（事業区域の一部も含）□流域外 | ⑴面積が500㎡以上で、⑵が流域内のときは、許可申請が必要な場合あり申請の要否は、＜愛知県尾張建設事務所河川整備課＞１特定都市河川浸水被害対策法で確認 | <該当>あり・なし<確認日・職員名> |
| ７　土地⑴　官民境界の確定資料あり・なし | ⑴接道が建築基準法第42条第２項道路のときは、後退協議の手続きが必要注）地区計画道路の場合は、東郷町地区計画道路の整備に関する条例第６条の規定に基づき、寄附又は使用貸借のいずれかの方法とする。 | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| ８　砂防法⑴　砂防指定区域□指定区域内（事業区域の一部も含）□指定区域外 | 規制区域内で土石、砂礫等の採取等を行うとき等は、許可申請が必要な場合あり申請の要否は、＜愛知県尾張建設事務所維持管理課＞１砂防法で確認 | <該当>あり・なし<確認日・職員名> |
| ＜下水道課＞１　公共下水道⑴　供用開始区域区域内・区域外以下、区域内の場合に記入。２　排水設備の設置⑴　既設取付管あり（　か所）・　なし⑵　公共ますの設置　　　　　か所　宅地造成のみの事業計画の場合は、公共ますの設置は認められないため、取付管を新設するときはキャップ止めすること。（０か所と記入）　⑶　公共ますの設置位置官民境界から１ｍ以内⑷　汚水の種類生活汚水・事業系・その他(　　)・造成のみ⑸　除外施設の設置予定あり・なし・造成のみ⑹　特定施設の設置予定あり・なし・造成のみ※特定施設…水質汚濁防止法施行令第１条及びダイオキシン類対策特別措置法施行令第１条で示されている施設 | ２⑴について既設取付管がある区画については、既設取付管を使用し、工事着手前に、「排水設備等確認・変更確認申請書」を提出すること。既設取付管がない区画については、□取付管のみ先行設置する場合、「公共下水道に関する工事又は施設の維持管理承認申請書」にて取付管のみ承認工事にて設置　↓取付管設置完了後、宅内工事着手前に「排水設備等確認・変更確認申請書」を提出すること。又は、□建築時に宅内排水設備と同時に取付管を設置する場合、工事着手前に「汚水ます設置届」及び「排水設備等確認・変更確認申請書」を提出すること。（※既設取付管がない区画がある場合、いずれかの□に✓を記載すること。）各申請書は必ず工事着手前に提出すること。 | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| ＜産業振興課＞１　農地法⑴　農地転用□許可が必要□届出が必要□不要 | 登記の地目又は現況が田・畑等の農地のときは、次の書類の提出が必要□農地法第４条（第５条）許可申請書□農地法第４条（第５条）届出書 | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| ２　農業振興地域の整備に関する法律⑴　農振農用地区域区域内・区域外⑵　農振除外の見込みあり・なし | ⑴で農振農用地区域内のときは、次の申出が必要□農用地利用計画変更申出書注）　除外できない場合あり | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| ３　農業用施設⑴　農業用施設あり・なし⑵　付け替えの必要性あり・なし | ⑴、⑵区域に農業用施設があるときは、使用の実態を確認し、付け替えの必要性を確認□位置図、平面図及び施設構造図 | <該当>あり・なし<確認日・職員名> |
| ４　森林法⑴　地域森林計画対象民有林の指定あり・なし⑵　面積１ha超・１ha以下 | ⑴伐採等をするときは、次の届出が必要□伐採及び伐採後の造林の届出□森林の土地所有者変更届⑵１haを超える面積の場合、次の申請が必要（太陽光発電施設設置目的の場合は0.5ha）□林地開発許可申請書（事前に尾張農林水産事務所林務課と要調整） | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| ５　工場立地法製造業等の工場の場合⑴　敷地面積　　　㎡⑵　建築面積　　　㎡ | ⑴9,000㎡以上、⑵3,000㎡以上のときは、届出が必要 | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| ＜生涯学習課＞１　埋蔵文化財あり・なし | 埋蔵文化財がある場合、工事着手60日前に届出が必要な場合あり□文化財保護法第93条に基づく届出 | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| ＜環境課＞１　ごみ集積施設⑴　戸数　　　　　　戸⑵　用途住宅・その他（　　　）⑶　面積　　　　　　㎡⑷　町への帰属予定あり・なし | ⑴、⑵５戸以上の住宅を建築するときは、設置が必要⑶最低面積2.4㎡以上（間口1.6ｍ以上×奥行1.5ｍ以上）⑷帰属には、分筆等が必要 | <該当>あり・なし<確認日・職員名> |
| ２　騒音・振動⑴　施設の設置あり・なし⑵　用途工場・その他（　　　） | 施設を新設するときは、次の届出が必要な場合あり（騒音規制法・振動規制法・県民の生活環境の保全等に関する条例）□特定施設設置届出書 | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| ３　東郷町土質等規制条例面積　　　　　　㎡ | 1,000㎡以上の場合は、許可が必要な場合あり□土の埋立て等許可申請書 | <手続き(申請等)>あり・なし<確認日・職員名> |
| ＜防災安心課＞１　消防水利⑴　区域面積　　　　　㎡⑵　階数　地上　　　　階⑶　延べ面積　　　　　㎡⑷　施設□防火水槽　　　　　基□消火栓　　　　　か所 | ⑴、⑵、⑶区域面積3,000㎡以上、地上５階以上、延べ面積6,000㎡以上のいずれかに該当するときは、消防水利の設置が必要（120ｍ（近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域は、100ｍ）以内に消防水利があるときは、対象外）⑷防火水槽の設置割合は、消火栓：防火水槽＝３：１以上 | <該当>あり・なし<確認日・職員名> |
| ２　消防活動用空地⑴　階数　　　　　　　階⑵　最高高さ　　　　　ｍ⑶　空地の規模幅　　　　　　　　ｍ長さ　　　　　　　ｍ⑷　進入路幅　　　　　　　　ｍ　 | ⑴、⑵地上４階以上・最高高さ10ｍ超のいずれかに該当するときは、消防活動用空地の設置が必要⑶幅６ｍ以上×長さ12ｍ以上⑷幅：はしご自動車が容易に進入できる幅 | <該当>あり・なし<確認日・職員名> |
| ３　消防施設の配置等の確認（確認先は尾三消防本部東郷消防署予防課） | １の消防水利及び２の消防活動用空地の設置が不要の場合、尾三消防本部東郷消防署予防課への確認は不要 | <該当>あり・なし<確認日・職員名> |
| ４　防犯灯新設道路　延長　　ｍ | 延長25ｍ以上のときは、新設が必要（一部区域を除く。） | <該当>あり・なし<確認日・職員名> |
| ＜学校教育課＞１　大型自動車の通行経路通学路あり・通学路なし | 通学時間帯の大型自動車の通学路の通行は、原則不可 | <該当>あり・なし<確認日・職員名> |
| ＜尾三消防本部東郷消防署予防課＞□消防施設の配置等の確認　　 | 再掲。消防水利、消防活動用空地の設置が必要な場合、その配置等について確認をする。 | <該当>あり・なし(□自己判断)<確認日><職員名>※自己判断時不要 |
| ＜愛知中部水道企業団給水課＞□給水管理者の確認 |  | <該当>あり・なし(□自己判断)<確認日><職員名>※自己判断時不要 |
| ＜愛知県都市計画課＞１　愛知県土地開発指導要綱に係る事前協議⑴　１ha以上の開発行為該当・非該当 | □土地開発行為協議申出書 | <手続き(申請等)>あり・なし(□自己判断)<確認日><職員名>※自己判断時不要 |
| ＜愛知県都市計画課（盛土対策室）＞１　宅地造成及び特定盛土等規制法 | □宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書 | <手続き(申請等)>あり・なし(□自己判断)<確認日><職員名>※自己判断時不要 |
| ＜愛知県住宅計画課＞１　人にやさしい街づくりの推進⑴　届出の要否必要・不要 | □特定施設整備計画届出書□その他（　　　　　　　　　　） | <手続き(申請等)>あり・なし(□自己判断)<確認日><職員名>※自己判断時不要 |
| ＜愛知県尾張建設事務所建築課＞１　都市計画法⑴　開発許可（法第29条）必要・不要⑵　新築等許可（法第43条）必要・不要 | □開発行為許可申請書□建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書 | <手続き(申請等)>あり・なし(□自己判断)<確認日><職員名>※自己判断時不要 |
| ＜愛知県尾張建設事務所維持管理課＞１　砂防法⑴　砂防指定区域区域内（事業区域の一部も含）・区域外⑵　申請の要否必要・不要 | □砂防指定地内行為許可申請書□その他（　　　　　　　　　　） | <手続き(申請等)>あり・なし(□自己判断)<確認日><職員名>※自己判断時不要 |
| ＜愛知県尾張建設事務所河川整備課＞１　特定都市河川浸水被害対策法⑴　特定都市河川流域流域内（事業区域の一部も含）・流域外⑵　申請の要否必要・不要 | □雨水浸透阻害行為許可申請書□その他（　　　　　　　　　　） | <手続き(申請等)>あり・なし(□自己判断)<確認日><職員名>※自己判断時不要 |
| ＜愛知県尾張農林水産事務所林務課＞１　森林法保安林の該当　あり・なし |  | <該当>あり・なし(□自己判断)<確認日><職員名>※自己判断時不要 |
| ＜愛知県尾張県民事務所環境保全課＞１　土壌汚染対策法⑴　届出の要否必要・不要 | 3,000㎡以上の土地の区画の形質の変更のとき、次の届出が必要な場合あり□一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 | <手続き(申請等)>あり・なし(□自己判断)<確認日><職員名>※自己判断時不要 |

注１）　この概要書の説明欄に記載されている内容は、東郷町における開発等事業を実施するために必要な基本的なものを記載しています。この概要書に記載されている条件に全て適合する場合でも、事前協議によって条例の基準に適合しないことが分かることがあります。

２）　選択項目については、該当部分に○を記入又は□に✔をしてください。